

年企発第0309001号
平成21年3月9日

地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課長
(公印省略)

厚生年金基金の加入員原簿等の記録の整備等に係る事務処理について

厚生年金基金における加入員原簿の記録の適正な管理等については、「厚生年金基金における加入員原簿の記録の適正な管理等について」（平成19年10月9日付け年発第1009001号）をもって通知されたところであるが、同通知の第2の2による被保険者原簿と加入員原簿の突き合せについての事務処理を別添のとおり定めたので、貴管下の厚生年金基金の指導について遺憾のないよう配慮されたい。

なお、本事務処理については、社会保険庁運営部企画課及び同年金保険課と協議済みであるので念のため申し添える。

(別添)

社会保険庁の保有する厚生年金保険被保険者原簿の記録と厚生年金基金の加入員原簿の記録及び企業年金連合会の中途脱退者及び解散基金加入員の記録との突き合せに係る事務処理要領

社会保険庁の保有する厚生年金保険被保険者原簿の記録（受給者に係るものを含む。以下「被保険者記録」という。）と厚生年金基金（以下「基金」という。）の加入員原簿等の記録（受給者に係るものを含む。以下「加入員記録」という。）及び企業年金連合会（以下「連合会」という。）の中途脱退者及び解散基金加入員（以下「中途脱退者等」という。）の記録との突き合せに係る基金及び連合会における標準的な事務処理方法については、次のとおりとする。

なお、本事務処理を円滑かつ迅速に進めるため、基金及び連合会においては、被保険者記録が提供され次第、滞留させることなく、受給者から優先して突き合せを行い、随時、社会保険庁への調査依頼を行うよう努めること。

第1 基金における事務処理

1 連合会を経由した被保険者記録の提供受付等

- (1) 基金は、社会保険庁からの被保険者記録の提供前に、抽出基準月についての情報を連合会を経由し受けた際には、その抽出基準月時点の加入員記録を保存すること。
- (2) 基金は、連合会を経由し社会保険庁より被保険者記録の提供を受け、(1) で保存した加入員記録との突き合せを行うこと。

2 被保険者記録と加入員記録との突き合せ

- (1) 被保険者記録と加入員記録について、以下の項目の突き合せを行うこと。

基礎年金番号、生年月日、氏名、性別、異動年月日、種別、異動原因、標準報酬月額（厚生年金保険法（昭和29年法律第115号。以下「法」という。）第26条第1項に定める従前標準報酬月額を含む。）及び標準賞与額（以下「報酬」という。）

- ※ 社会保険庁から提供される被保険者記録には統合元年金手帳記号番号が収録されていることから、当該記号番号と加入員記録における基礎年金番号（又は年金手帳記号番号）が一致する場合には、加入員記録の基礎年金番号（又は年金手帳記号番号）を被保険者記録の基礎年金番号に訂正するとともに、基礎年金番号は一致したものとして扱うこと。

(2) 被保険者記録と加入員記録が一致しない場合で、設立事業所の事業主（以下この項において「事業主」という。）がいる場合は、必要に応じて事業主へ照会した上で、以下のとおり対応すること。

① 被保険者記録が適正と考えられる場合（基金への届出は適正に行われていたが、基金の事務処理が誤りだった場合等）

次のいずれかの対応を行うこと。

A 加入員記録が被保険者記録よりも期間が長い・報酬が高い場合

基金において加入員記録を被保険者記録に合わせるように訂正すること。（基金の給付が減額となる。）

ただし、減額相当分を引き続き給付することは差し支えないこと。

B 加入員記録が被保険者記録よりも期間が短い・報酬が低い場合

基金において加入員記録を被保険者記録に合わせるように訂正すること。（基金の給付が増額となる。）

② 加入員記録が適正又はどちらが適正か不明な場合（基金又は社会保険庁の事務処理が誤りだったのか、基金への届出が適正に行われたのか不明な場合等）

別紙1により設立事業所を管轄する社会保険事務局（以下「事業所管轄社会保険事務局」という。）に対し調査依頼を行うこと。

※ 調査依頼の際は、別紙1の別添「被保険者記録照会対象者リスト（社会保険庁の記録と厚生年金基金（企業年金連合会）の記録の不一致リスト）」を、設立事業所を管轄する社会保険事務所（以下「事業所管轄社会保険事務所」という。）ごとに作成すること。

なお、加入員記録が明らかに適正であることを証明する社会保険庁の確認通知書又は別紙2の2. に掲げる証拠書類がある場合は、これを添付すること。

③-1 ②で行った調査依頼について社会保険庁より加入員記録が適正との回答があった場合

社会保険庁より送付される被保険者記録の訂正結果が加入員記録と合致している場合は、加入員原簿等と一緒に保存しておくこと。

③-2 ②で行った調査依頼について社会保険庁より被保険者記録が適正との回答があった場合

事業主へ照会した上で、それぞれ以下のとおり対応すること。

A 加入員記録が被保険者記録よりも期間が長い・報酬が高い場合

i 被保険者記録が適正と考えられる場合

事業主に基金へ記録訂正の届出を提出するよう勧奨し、届出に基づ

いて加入員記録を訂正すること。(基金の給付が減額になる。)

なお、仮に届出がない場合であっても、基金において加入員記録を訂正することは可能であること。

ただし、減額相当分を引き続き給付することは差し支えないこと。

- ii 加入員記録が適正と考えられる場合又はどちらが適正か不明な場合
別紙3により事業所管轄社会保険事務局に対し加入員記録が適正と考えられる又はどちらが適正か不明である旨を通知すること。

※ 通知の際は、別紙3の別添「本人による記録確認依頼リスト」を、事業所管轄社会保険事務所ごとに作成すること。なお、別紙2に掲げる証拠書類がある場合は、これを添付すること。

当該通知を受けた社会保険庁は、本人に記録を確認し、被保険者記録の訂正の意思がある場合には、社会保険事務所段階において記録訂正を行う又は年金記録確認第三者委員会（以下「第三者委員会」という。）へ送付することとなるが、その結果（社会保険事務所段階における記録訂正、第三者委員会によるあっせん・非あっせん）に応じて以下の対応を行うこと。

- a) 社会保険事務所段階において記録訂正が行われた場合

社会保険庁より送付される被保険者記録の訂正結果が加入員記録と合致している場合は、加入員原簿等と一緒に保存しておくこと。

- b) 第三者委員会があっせんを行った結果、被保険者記録が訂正された場合

社会保険庁より送付される第三者委員会のおっせんに基づき訂正された被保険者記録が送付されるので、加入員記録と合致している場合は、加入員原簿等と一緒に保存しておくこと。

- c) 第三者委員会が被保険者記録の訂正を不要と判断し、被保険者記録の訂正がされなかった場合

社会保険庁より第三者委員会が被保険者記録の訂正を不要と判断した旨の通知が送付されるので、事業主に基金へ記録訂正の届出を提出するよう勧奨し、届出に基づいて加入員記録を訂正すること。
(基金の給付が減額になる。)

なお、仮に届出がない場合であっても、基金において加入員記録を訂正することは可能であること。

ただし、減額相当分を引き続き給付することは差し支えないこと。

- B 加入員記録が被保険者記録よりも期間が短い・報酬が低い場合

- i 被保険者記録が適正と考えられる場合

事業主に基金へ記録訂正の届出を提出するよう勧奨し、届出に基づいて加入員記録を訂正すること。(基金の給付が増額になる。)

なお、仮に届出がない場合であっても、基金において加入員記録を

訂正することは可能であること。

ii 加入員記録が適正と考えられる場合又はどちらが適正か不明な場合
本人・その他関係者に対し証拠書類の調査を行い、以下の対応を行うこと。

a) 別紙2の証拠書類であって、その内容が加入員記録と一致するものを入手した場合

別紙4により別紙2の証拠書類を別紙4の別添「被保険者記録再照会対象者リスト（社会保険庁の記録と厚生年金基金（企業年金連合会）の記録の不一致リスト）」に添付の上、事業所管轄社会保険事務局に対し加入員記録が適正であると考えられる旨を通知すること。

※ 別紙4の別添「被保険者記録再照会対象者リスト（社会保険庁の記録と厚生年金基金（企業年金連合会）の記録の不一致リスト）」は、事業所管轄社会保険事務所ごとに作成すること。

その後社会保険庁より送付される被保険者記録の訂正結果が加入員記録と合致している場合は、加入員原簿等と一緒に保存しておくこと。

b) 被保険者記録が適正との証拠書類があった場合

事業主に基金へ記録訂正の届出を提出するよう勧奨し、届出に基づいて加入員記録を訂正すること。（基金の給付が増額になる。）

なお、仮に届出がない場合であっても、基金において加入員記録を訂正することは可能であること。

(3) 被保険者記録と加入員記録が一致しない場合で、設立事業所の事業主がいない場合についても(2)と同様の取扱いとするが、③-2については下記のとおり読み替えて取り扱うものであること。

③-2 ②で行った調査依頼について社会保険庁より被保険者記録が適正との回答があった場合

本人へ照会した上で、それぞれ以下のとおり対応すること。

A 加入員記録が被保険者記録よりも期間が長い・報酬が高い場合

i 被保険者記録が適正と考えられる場合

基金において加入員記録を被保険者記録に合わせるように訂正すること。（基金の給付が減額になる。）

ただし、減額相当分を引き続き給付することは差し支えないこと。

ii 加入員記録が適正と考えられる場合又はどちらが適正か不明な場合

別紙3により事業所管轄社会保険事務局に対し加入員記録が適正と考えられる又はどちらが適正か不明である旨を通知すること。

※ 通知の際は、別紙3の別添「本人による記録確認依頼リスト」を、事業所管轄社会保険事務所ごとに作成すること。なお、別紙2に掲げる証拠

書類がある場合は、これを添付すること。

当該通知を受けた社会保険庁は、本人に記録を確認し、被保険者記録の訂正の意思がある場合には、社会保険事務所段階において記録訂正を行う又は第三者委員会へ送付することとなるが、その結果（社会保険事務所段階における記録訂正、第三者委員会によるあっせん・非あっせん）に応じて以下の対応を行うこと。

a) 社会保険事務所段階において記録訂正が行われた場合

社会保険庁より送付される被保険者記録の訂正結果が加入員記録と合致している場合は、加入員原簿等と一緒に保存しておくこと。

b) 第三者委員会があっせんを行った結果、被保険者記録が訂正された場合

社会保険庁より送付される第三者委員会のおっせんに基づき訂正された被保険者記録が送付されるので、加入員記録と合致している場合は、加入員原簿等と一緒に保存しておくこと。

c) 第三者委員会が被保険者記録の訂正を不要と判断し、被保険者記録の訂正がされなかった場合

社会保険庁より第三者委員会が被保険者記録の訂正を不要と判断した旨の通知が送付されるので、基金において加入員記録を訂正すること。（基金の給付が減額になる。）

ただし、減額相当分を引き続き給付することは差し支えないこと。

B 加入員記録が被保険者記録よりも期間が短い・報酬が低い場合

i 被保険者記録が適正と考えられる場合

基金において加入員記録を被保険者記録に合わせるように訂正すること。（基金の給付が増額になる。）

ii 加入員記録が適正と考えられる場合又はどちらが適正か不明な場合

本人・その他関係者に対し証拠書類の調査を行い、以下の対応を行うこと。

a) 別紙2の証拠書類であって、その内容が加入員記録と一致するものを入手した場合

別紙4により別紙2の証拠書類を別紙4の別添「被保険者記録再照会対象者リスト（社会保険庁の記録と厚生年金基金（企業年金連合会）の記録の不一致リスト）」に添付の上、事業所管轄社会保険事務局に対し加入員記録が適正であると考えられる旨を通知すること。

※ 別紙4の別添「被保険者記録再照会対象者リスト（社会保険庁の記録と厚生年金基金（企業年金連合会）の記録の不一致リスト）」は、事業所管轄社会保険事務所ごとに作成すること。

その後社会保険庁より送付される被保険者記録の訂正結果が加入員記録と合致している場合は、加入員原簿等と一緒に保存しておく

こと。

b) 被保険者記録が適正との証拠書類があった場合

基金において加入員記録を被保険者記録に合わせるように訂正すること。(基金の給付が増額になる。)

3 被保険者記録の他の基金への提供等

社会保険庁から被保険者記録の提供を受けた基金において、当該被保険者記録の中に、法第 144 条の 2 又は法第 144 条の 3 に基づき、他の基金へ権利義務の移転を行っている記録が含まれていることを確認した場合には、移換先基金に対し当該被保険者記録を提供すること。

提供を受けた基金は、当該被保険者記録について第 1 の 2 に基づき、突き合せを行うこと。

また、第 2 の 7 により連合会から被保険者記録の提供を受けた場合も同様に突き合せを行うこと。

4 中途脱退者に係る記録調査依頼

社会保険庁から被保険者記録の提供を受けた基金において、当該被保険者記録の中に、法第 160 条に基づき連合会に老齢年金給付の支給に関する義務を移転している記録が含まれていることを確認した場合には、別紙 5 の「中途脱退者に係る記録調査依頼について」により、連合会に対して当該被保険者記録に係る調査依頼を行うこと。

5 事業主及び加入員等への加入員記録の処理結果の通知

基金は、加入員記録の訂正等の処理を行った場合は、別紙 6 の「厚生年金基金の加入員記録の訂正通知」により、事業主及び加入員等に処理結果を通知すること。

6 地方厚生局への突き合せ結果の報告

基金は、被保険者記録と加入員記録の突き合せ人数や加入員記録訂正人数等を集計し、別紙 7 の「社会保険庁の記録と厚生年金基金の記録の突き合せ結果報告書」により、当該基金を管轄する地方厚生局（以下「基金管轄厚生局」という。）に報告すること。

なお、当該報告は、平成 22 年 3 月以降毎年度末時点の集計結果について、毎年 6 月中に基金管轄厚生局に行うこと。

7 連合会が実施する被保険者記録と中途脱退者等の記録との突き合せへの対応

(1) 連合会が実施する被保険者記録と中途脱退者等の記録との突き合せに

において、基金から現価相当額の交付を受けていないため、基金が当該中途脱退者に係る加入員記録のうち給付義務を負っていると考えられる期間の記録につき、当該基金に対して連合会が調査依頼を行う場合があるため、当該依頼があった場合には、前記2に準じて必要な調査を行い、連合会に回答すること。

- (2) 基金において中途脱退者の記録に誤りがあることを確認した時は、当該記録について記録の訂正、現価相当額の追加交付等、所要の処理を行うこと。(※連合会で別途通知)

第2 連合会における事務処理

1 社会保険庁の被保険者記録に係る基金への情報提供

- (1) 連合会は、被保険者記録の抽出基準月について、速やかに、基金に当該抽出基準月を連絡すること。
- (2) 連合会は、社会保険庁より被保険者記録の提供を受け、中途脱退者等の記録と突き合せを行うこと。

2 被保険者記録と中途脱退者の記録（移換元基金が現存の場合に限る。）との突き合せ

被保険者記録と中途脱退者の記録との突き合せ（突き合せ項目は、第1の2（1）の基金の取扱いと同様）を行い、記録が一致しない場合については、移換元基金に対し、中途脱退者の記録の調査依頼（※連合会で別途通知）を行い、その回答内容により適正記録を判断して、以下の対応を行うこと。

- ① 被保険者記録が適正と考えられる場合（設立事業所から移換元基金への届出は適正に行われていたが、移換元基金の事務処理が誤りだった場合等）

次のいずれかの対応を行うこと

- A 中途脱退者の記録が被保険者記録よりも期間が長い・報酬が高い場合

移換元基金に対して中途脱退者の記録の訂正の届出を勧奨し、当該訂正の届出に基づき中途脱退者の記録を訂正すること。（連合会の給付が減額となる。）

その際、連合会は当該記録訂正により生じる現価相当額を移換元基金に返還すること。ただし、既に連合会の年金給付を受けている者に

関しては、移換元基金の同意を得た上で、現価相当額を返還せず、減額相当分を引き続き給付することは差し支えないこと。

B 中途脱退者の記録が被保険者記録よりも期間が短い・報酬が低い場合

移換元基金に対して中途脱退者の記録の訂正の届出を勧奨し、当該訂正の届出に基づき現価相当額の交付を受け、中途脱退者の記録を訂正すること。(連合会の給付が増額となる。)

② 中途脱退者の記録が適正と考えられる場合又はどちらが適正か不明な場合(移換元基金の事務処理誤りによる不一致なのか、設立事業所から移換元基金への適正な届出がされたのか不明な場合や、社会保険庁への届出内容と移換元基金への届出内容が異なる場合等)

別紙1により事業所管轄社会保険事務局に対し調査依頼を行うこと。

※ 調査依頼の際は、別紙1の別添「被保険者記録照会対象者リスト(社会保険庁の記録と厚生年金基金(企業年金連合会)の記録の不一致リスト)」を、事業所管轄社会保険事務所ごとに作成すること。

なお、中途脱退者の記録が明らかに適正であることを証明する社会保険庁の確認通知書又は別紙2の2.に掲げる証拠書類がある場合は、これを添付すること。

③-1 ②で行った調査依頼について社会保険庁より中途脱退者の記録が適正との回答があった場合

社会保険庁より送付される被保険者記録の訂正結果が中途脱退者の記録と合致している場合は、管理する原簿等と一緒に保存しておくこと。

③-2 ②で行った調査依頼について社会保険庁より被保険者記録が適正との回答があった場合

移換元基金に照会した上で、それぞれ以下のとおり対応すること。

A 中途脱退者の記録が被保険者記録よりも期間が長い・報酬が高い場合

i 被保険者記録が適正と考えられる場合

移換元基金に対して中途脱退者の記録の訂正の届出を勧奨し、当該訂正の届出に基づき中途脱退者の記録を訂正すること。(連合会の給付が減額となる。)

その際、連合会は当該記録訂正により生じる現価相当額を移換元基金に返還すること。ただし、既に連合会の年金給付を受けている者に関しては、移換元基金の同意を得た上で、現価相当額を返還せず、減額相当分を引き続き給付することは差し支えないこと。

ii 中途脱退者の記録が適正と考えられる場合又はどちらが適正か不明な場合

別紙3により事業所管轄社会保険事務局に対し加入員記録が適正と考えられる又はどちらが適正か不明である旨を通知すること。

※ 通知の際は、別紙3の別添「本人による記録確認依頼リスト」を、事業所管轄社会保険事務所ごとに作成すること。なお、別紙2に掲げる証拠書類がある場合は、これを添付すること。

当該通知を受けた社会保険庁は、本人に記録を確認し、被保険者記録の訂正の意思がある場合には、社会保険事務所段階において記録訂正を行う又は第三者委員会へ送付することとなるが、その結果（社会保険事務所段階における記録訂正、第三者委員会によるあっせん・非あっせん）に応じて以下の対応を行うこと。

a) 社会保険事務所段階において記録訂正が行われた場合

社会保険庁より送付される被保険者記録の訂正結果が中途脱退者の記録と合致している場合は、管理する原簿等と一緒に保存しておくこと。

b) 第三者委員会があっせんを行った結果、被保険者記録が訂正された場合

社会保険庁より送付される第三者委員会のおっせんに基づき訂正された被保険者記録が送付されるので、中途脱退者の記録と合致している場合は、管理する原簿等と一緒に保存しておくこと。

c) 第三者委員会が被保険者記録の訂正を不要と判断し、被保険者記録の訂正がされなかった場合

社会保険庁より第三者委員会が被保険者記録の訂正を不要と判断した旨の通知が送付されるので、移換元基金に対して中途脱退者の記録の訂正の届出を勧奨し、当該訂正の届出に基づき中途脱退者の記録を訂正すること。（連合会の給付が減額となる。）

その際、連合会は当該記録訂正により生じる現価相当額を移換元基金に返還すること。ただし、既に連合会の年金給付を受けている者に関しては、移換元基金の同意を得た上で、現価相当額を返還せず、減額相当分を引き続き給付することは差し支えないこと。

B 中途脱退者の記録が被保険者記録よりも期間が短い・報酬が低い場合

i 被保険者記録が適正と考えられる場合

移換元基金に対して中途脱退者の記録の訂正の届出を勧奨し、当該訂正の届出に基づき現価相当額の交付を受けた場合は、中途脱退者の記録を訂正すること。（連合会の給付が増額となる。）

- ii 中途脱退者の記録が適正と考えられる又はどちらが適正か不明な場合

移換元基金に対し証拠書類の調査依頼を行い、以下の対応を行うこと。

- a) 別紙2の証拠書類であって、その内容が中途脱退者の記録と一致するものを入手した場合

別紙4により別紙2の証拠書類を別紙4の別添「被保険者記録再照会対象者リスト（社会保険庁の記録と厚生年金基金（企業年金連合会）の記録の不一致リスト）」に添付の上、事業所管轄社会保険事務局に対し中途脱退者の記録が適正であると考えられる旨を通知すること。

※ 別紙4の別添「被保険者記録再照会対象者リスト（社会保険庁の記録と厚生年金基金（企業年金連合会）の記録の不一致リスト）」は、事業所管轄社会保険事務所ごとに作成すること。

その後社会保険庁より送付される被保険者記録の訂正結果が中途脱退者の記録と合致している場合は、管理する原簿等と一緒に保存しておくこと。

- b) 被保険者記録が適正との証拠書類があった場合

中途脱退者の記録を訂正すること。（連合会の給付が増額となる。）

また、移換元基金に対して中途脱退者の記録の訂正の届出を勧奨し、当該訂正の届出に基づき現価相当額の交付を受けること。

- 3 被保険者記録と解散基金加入員及び移換元基金が解散している中途脱退者（以下この項において「解散基金加入員等」という。）の記録との突き合せ

被保険者記録と解散基金加入員等の記録との突き合せ（突き合せ項目は、第1の2（1）の基金の取扱いと同様）を行い、記録が一致しない場合については、必要に応じて解散した基金の設立事業所であった事業主（以下この項において「事業主」という。）に対して、当該解散基金加入員等の記録の調査依頼を行い、その回答内容により、適正記録を判断し、以下の対応を行うこと。

- ① 被保険者記録が適正と考えられる場合

次のいずれかの対応を行うこと。

- A 解散基金加入員等の記録が被保険者記録よりも期間が長い・報酬が高い場合

解散基金加入員等の記録を訂正すること。（連合会の給付が減額となる。）

ただし、解散した基金から交付を受けた最低責任準備金の額又は現価相当額については、訂正前の記録に基づいて計算されていることから、減額相当分を引き続き給付することは差し支えないこと。

B 解散基金加入員等の記録が被保険者記録よりも期間が短い・報酬が低い場合

解散基金加入員等の記録を訂正すること。(連合会の給付が増額となる。)

② 解散基金加入員等の記録が適正又はどちらが適正か不明な場合(移換元基金の事務処理が誤りだったのか、設立事業所から移換元基金への届出が適正に行われたのか不明な場合等)

別紙1により事業所管轄社会保険事務局に対し調査依頼を行うこと。

※ 調査依頼の際は、別紙1の別添「被保険者記録照会対象者リスト(社会保険庁の記録と厚生年金基金(企業年金連合会)の記録の不一致リスト)」を、事業所管轄社会保険事務所ごとに作成すること。

③-1 ②で行った調査依頼について社会保険庁より解散基金加入員等の記録が適正との回答があった場合

社会保険庁より送付される被保険者記録の訂正結果が解散基金加入員等の記録と合致している場合は、管理する原簿等と一緒に保存しておくこと。

③-2 ②で行った調査依頼について社会保険庁より被保険者記録が適正との回答があった場合

本人・その他関係者に照会することなどにより、それぞれ以下のとおり対応すること。

A 解散基金加入員等の記録が被保険者記録よりも期間が長い・報酬が高い場合

別紙3により事業所管轄社会保険事務局に対し加入員記録が適正と考えられる又はどちらが適正か不明である旨を通知すること。

※ 通知の際は、別紙3の別添「本人による記録確認依頼リスト」を、事業所管轄社会保険事務所ごとに作成すること。なお、別紙2に掲げる証拠書類がある場合は、これを添付すること。

当該通知を受けた社会保険庁は、本人に記録を確認し、被保険者記録の訂正の意思がある場合には、社会保険事務所段階において記録訂正を行う又は第三者委員会へ送付することとなるが、その結果(社会保険事務所段階における記録訂正、第三者委員会によるあっせん・非あっせん)に応じて以下の対応を行うこと。

a) 社会保険事務所段階において記録訂正が行われた場合

社会保険庁より送付される被保険者記録の訂正結果が解散基金加入員等の記録と合致している場合は、管理する原簿等と一緒に保存しておくこと。

b) 第三者委員会があっせんを行った結果、被保険者記録が訂正された場合

社会保険庁より第三者委員会のおっせんに基づき訂正された被保険者記録が送付されるので、解散基金加入員等の記録と合致している場合は、管理する原簿等と一緒に保存しておくこと。

c) 第三者委員会が被保険者記録の訂正を不要と判断し、被保険者記録の訂正がされなかった場合

社会保険庁より第三者委員会が被保険者記録の訂正を不要と判断した旨の通知が送付されるので、解散基金加入員等の記録を訂正すること。(連合会の給付が減額となる。)

ただし、解散した基金から交付を受けた最低責任準備金の額又は現価相当額については、訂正前の記録に基づいて計算されていることから、減額相当分を引き続き給付することは差し支えないこと。

B 解散基金加入員等の記録が被保険者記録よりも期間が短い・報酬が低い場合

i 被保険者記録が適正と考えられる場合

解散基金加入員等の記録を訂正すること。(連合会の給付が増額となる。)

ii 解散基金加入員等の記録が適正と考えられる場合又はどちらが適正か不明な場合

本人・その他関係者に対し証拠書類の調査依頼を行うことなどにより、以下の対応を行うこと。

a) 別紙2の証拠書類であって、その内容が解散基金加入員等の記録と一致するものを入手した場合

別紙4により別紙2の証拠書類を別紙4の別添「被保険者記録再照会対象者リスト(社会保険庁の記録と厚生年金基金(企業年金連合会)の記録の不一致リスト)」に添付の上、事業所管轄社会保険事務局に対し解散基金加入員等の記録が適正であると考えられる旨を通知すること。

※ 別紙4の別添「被保険者記録再照会対象者リスト(社会保険庁の記録と厚生年金基金(企業年金連合会)の記録の不一致リスト)」は、事業所管轄社会保険事務所ごとに作成すること。

その後社会保険庁より送付される被保険者記録の訂正結果が解散基金加入員等の記録と合致している場合は、管理する原簿等と一緒に

に保存しておくこと。

- b) 被保険者記録が適正との証拠書類があった場合
解散基金加入員等の記録を訂正すること。(連合会の給付が増額となる。)

4 中途脱退者等への記録の処理結果の通知

連合会は、中途脱退者等の記録の訂正等を行った場合は、基金、事業主及び中途脱退者等に、処理結果を別紙8により、通知すること。

5 関東信越厚生局への突き合せ結果の報告

連合会は、被保険者記録と中途脱退者等の記録との突き合せ件数や中途脱退者等の記録の訂正件数等を集計し、別紙7の「社会保険庁の記録と厚生年金基金の記録の突き合せ結果報告書」により、関東信越厚生局に報告すること。

なお、当該報告は、平成22年3月から毎年度末時点の集計結果について、毎年6月中に関東信越厚生局に行うこと。

6 基金からの記録照会への対応

連合会においては、基金が実施している社会保険庁の被保険者記録と加入員記録との突き合せで、当該加入員記録に係る別紙5の「中途脱退者に係る記録調査依頼について」により調査依頼があった場合は、適切に基金に回答すること。

7 被保険者記録の他の基金への提供

連合会においては、突き合せを行う被保険者記録の中に、法第165条により基金への権利義務の移転を行っているものがある場合は、移換先基金に対し当該被保険者記録を提供すること。

第3 社会保険庁における取扱い

1 連合会への社会保険庁の記録の抽出基準月の連絡

社会保険業務センターは、連合会に対し、基金ごとの被保険者記録の抽出基準月を事前に連合会に連絡することとされていること。

2 基金に対する被保険者記録の提供

社会保険業務センターは、連合会を経由し、基金ごとに被保険者記録を提供することとされていること。

3 基金又は連合会から加入員記録等の調査依頼に対する回答・処理した結果の回答

各社会保険事務局は、各基金及び連合会で実施した被保険者記録と加入員記録又は中途脱退者等の記録との突き合せにおいて、基金又は連合会から別紙1又は別紙4により調査依頼があった場合には、調査を適切に実施し、別紙1別添又は別紙4別添の必要項目に記入のうえ、回答を送付することとされていること。なお、被保険者記録を補正した場合は、「健保厚年被保険者記録照会回答票（資格画面）」を添付することとされていること。

また、基金又は連合会からの別紙3を受けた後の対応結果を基金又は連合会に通知することとされていること。

第4 地方厚生局における取扱い

基金管轄厚生局等においては、基金又は連合会での突き合せの処理結果等の報告があった場合は、毎年7月中に年金局企業年金国民年金基金課に報告すること。

第5 基金及び連合会における加入員記録等の訂正後の取扱い

1 給付の取扱い

- (1) 加入員記録等を訂正した場合には、訂正後の記録に基づき、裁定又は額の改定（増額又は減額）を行うこと。
- (2) 受給者の給付の増額又は減額の時効の適用については、民法第169条の規定により支払期月から起算して5年間であること。
- (3) 受給者の給付の増額については、時効を援用せず、5年以上に遡り給付を行うことは可能であること。
- (4) 受給者の給付の減額については、減額せず、基金のプラスアルファ部分として給付を行うことは可能であること。
- (5) 社会保険庁の記録がある期間（老齢厚生年金の計算の基礎となった期間）については、法第132条第2項又は法第161条第3項の規定に基づき、代行部分に係る給付義務があること。ただし、基金において掛金を徴収することができなかつた期間のうち、厚生年金保険被保険者期間においても法第75条を適用することとされた期間にあっては、規約に定めることにより、当該期間について給付を行わないことは可能であること。

2 掛金の取扱い

- (1) 基金は、加入員記録を訂正した場合には、訂正後の記録に基づき、掛金の徴収又は還付を行うこと。
- (2) 掛金の徴収又は還付の時効の適用については、法第170条第1項の規定に基づき、法第141条第1項において準用する法第83条第1項の規定による納期限の翌日から起算して2年間であること。ただし、基金は、事業主に対して所要の届出を求める際において、2年以上前の加入期間に係る掛金であっても、当該事業主の任意により収納することは可能であるので、当該事業主に対して掛金の納付を勧奨し、掛金の収納に努めること。

(別紙1)

〇〇〇〇発第〇〇〇〇号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇社会保険事務局長 殿
(〇〇には事業所管轄社会保険事務局名を記入。)

〇基第〇〇〇〇号
〇〇〇〇〇厚生年金基金
又は企業年金連合会
理事長 〇〇〇〇〇 印

社会保険庁の保有する被保険者記録の調査依頼について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当基金の業務運営に関し、格別のご指導を賜り厚く御礼申し上げます。

「厚生年金基金の加入員原簿等の記録の整備等に係る事務処理について」(平成 年 月 日付年企発第 号)第1の2(企業年金連合会の場合は第2の2又は第2の3)に基づく突き合せを行った結果、別添の加入員記録について、加入員記録が適正(又はどちらが適正か不明)でしたので、社会保険庁の保有する被保険者記録につきまして調査の上、ご回答下さいますようお願いいたします。

敬具

連絡先

郵便番号

所在地

電話番号

担当者(担当部署)

被保険者記録照会対象者リスト(社会保険庁の記録と厚生年金基金(企業年金連合会)の記録の不一致リスト)

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇社会保険事務所管轄分

〇基第〇〇〇〇号 〇〇〇〇厚生年金基金
又は企業年金連合会

厚生年金基金又は企業年金連合会記入欄														社会保険庁記入欄					
項番	基金照会番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	性別	社会保険庁の記録				厚生年金基金の記録				不一致の理由 (※1)	添付書類の有無	社会保険庁の記録	記録補正	記録補正内容等(※2)	
						被保険者記録				加入員記録									
						(年月日)	(報酬月額)	(種別)	(原因)	(その他の項目)	(年月日)	(報酬月額)	(原因)						(その他の項目)
1	XX	キキン ノブコ	XXXX-XXXXXX	5-520124	女	7-091001	150	6	3		7-091001	160	3		標準報酬月額相違	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>	正 <input checked="" type="radio"/> 誤 <input type="radio"/>	済	
2	XX	キキン ノブオ	XXXX-XXXXXX	5-520202	男	7-130201	150	6	2		7-130301	150	2		資格取得年月日相違	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>	正 <input type="radio"/> 誤 <input checked="" type="radio"/>	済 <input checked="" type="radio"/>	決定通知書の写しにより訂正
3	XX	キキン タダシ	XXXX-XXXXXX	5-401025	男						7-100401	220	2		被保険者記録なし 東基第2000号	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>	正 <input type="radio"/> 誤 <input checked="" type="radio"/>	済 <input checked="" type="radio"/>	別の基金番号にて記録が管理されていたため訂正
											7-100801	300	3			有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>	正 <input type="radio"/> 誤 <input checked="" type="radio"/>	済 <input checked="" type="radio"/>	
											7-101201	300	4			有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>	正 <input type="radio"/> 誤 <input checked="" type="radio"/>	済 <input checked="" type="radio"/>	
4	XX	キキン タロウ	XXXX-XXXXXX	5-420520	男	7-091101	320	5	3		7-091101	300	3		報酬相違	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>	正 <input type="radio"/> 誤 <input checked="" type="radio"/>	済	
5	XX	キキン ヨシオ	XXXX-XXXXXX	5-101012	男				5-101012				5-091012		生年月日相違	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>	正 <input checked="" type="radio"/> 誤 <input type="radio"/>	済	紙台帳(5-091012)
																有 <input type="radio"/> 無 <input type="radio"/>	有 <input type="radio"/> 無 <input type="radio"/>		
																有 <input type="radio"/> 無 <input type="radio"/>	正 <input type="radio"/> 誤 <input type="radio"/>	済	
																有 <input type="radio"/> 無 <input type="radio"/>	正 <input type="radio"/> 誤 <input type="radio"/>	済	

※1 当該加入員記録が、厚生年金保険法第144条の2又は第144条の3又は第165条の規定により老齢年金給付の支給に関する権利義務を承継した者に係るものである時は、本欄に資格取得時の基金番号を記入すること。

※2 記録補正内容については、「健保厚年被保険者記録照会回答票(資格画面)」を添付することにより、記入に代えることができる。また、社会保険庁の記録が正しいが、届出書等が存在しない場合は空欄とすることも可。

被保険者記録と加入員記録との突き合せ時における 庁への照会時に添付する証拠書類について

加入員記録について、以下の証拠書類がある場合には、それらの写し（※）を添付のうえ、社会保険庁へ照会すること。

※ 証拠書類の写しは原則としてA4サイズとすること。

1. 基金・設立事業所の事業主が保存している以下の証拠書類。

◎ 社会保険庁の確認通知書

社会保険庁の確認通知書がない場合は、加入員台帳と加入員記録が適正と判断できる次に掲げるいずれかの書類。

- ① 人事記録
- ② 給与記録
- ③ 健康保険組合の被保険者記録
- ④ 雇用保険の被保険者記録
- ⑤ その他上記①～④に準じる書類

2. 社会保険庁の事務処理誤りであることが明確な以下の場合にあっては、それぞれ次の証拠書類。

- ① 事業所が基金に加入（脱退）しているにも関わらず事業所の加入後の期間に係る基金加入員としての被保険者記録がない（ある）場合又は基金の設立事業所と関係のない事業所の記録がある場合
→ 事業所の編入・脱退時の規約認可書
- ② 基金設立前の期間に係る被保険者記録がある場合
→ 基金の設立認可書又は基金の設立に係る官報公告
- ③ 被保険者記録が提供されない場合（社会保険庁の適用事業所記録が基金加入事業所と認識されていない等により、対象者の種別が5・6（基金加入員）以外の記録となっている場合）
→ 事業所の編入・脱退時の規約認可書

(別紙3)

〇〇〇〇発第〇〇〇〇号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇社会保険事務局長 殿
(〇〇には事業所管轄社会保険事務局名を記入。)

〇基第〇〇〇〇号
〇〇〇〇〇厚生年金基金
又は企業年金連合会
理事長 〇〇〇〇〇 ㊟

当基金の加入員記録の調査結果について (依頼)

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当基金の業務運営に関し、格別のご指導を賜り厚く御礼申し上げます。

「厚生年金基金の加入員原簿等の記録の整備等に係る事務処理について」(平成 年 月 日付年企発第 号)に基づき、被保険者記録と加入員記録(中途脱退者の記録・解散基金加入員等の記録)の突き合せを行った結果、加入員記録(中途脱退者の記録・解散基金加入員等の記録)が適正と考えられる(又はどちらが適正か不明)ため、社会保険庁へ調査依頼を行った結果、被保険者記録が適正との回答をいただいたものについて再度調査を行いました。加入員記録(中途脱退者の記録・解散基金加入員等の記録)が適正と考えられる(又はどちらが適正か不明)ため、別添の加入員に対し、記録の確認をしていただきますようお願いいたします。

敬具

連絡先

郵便番号

所在地

電話番号

担当者(担当部署)

(別紙3別添)

本人による記録確認依頼リスト

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇社会保険事務所管轄分

〇基第〇〇〇〇号 〇〇〇〇厚生年金基金

項番	基金照会番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	性別	社会保険庁の記録				厚生年金基金の記録			不一致の理由	事業主が社会保険庁への届出誤りを認めているか否か(※1)	届出様式(※2)
						被保険者記録				加入員記録					
						(年月日)	(報酬月額)	(種別)	(原因)	(年月日)	(報酬月額)	(原因)			
1	XX	キキン ノブコ	XXXX-XXXXXX	5-520124	女	7-091001	150	6	3	7-091001	160	3	標準報酬月額相違	いる <input checked="" type="radio"/> いない <input type="radio"/> 不明 <input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/> 複 <input type="radio"/> 単 <input type="radio"/> 不
														いる <input type="radio"/> いない <input type="radio"/> 不明 <input type="radio"/>	<input type="radio"/> 複 <input type="radio"/> 単 <input type="radio"/> 不
														いる <input type="radio"/> いない <input type="radio"/> 不明 <input type="radio"/>	<input type="radio"/> 複 <input type="radio"/> 単 <input type="radio"/> 不
														いる <input type="radio"/> いない <input type="radio"/> 不明 <input type="radio"/>	<input type="radio"/> 複 <input type="radio"/> 単 <input type="radio"/> 不
														いる <input type="radio"/> いない <input type="radio"/> 不明 <input type="radio"/>	<input type="radio"/> 複 <input type="radio"/> 単 <input type="radio"/> 不
														いる <input type="radio"/> いない <input type="radio"/> 不明 <input type="radio"/>	<input type="radio"/> 複 <input type="radio"/> 単 <input type="radio"/> 不
														いる <input type="radio"/> いない <input type="radio"/> 不明 <input type="radio"/>	<input type="radio"/> 複 <input type="radio"/> 単 <input type="radio"/> 不
														いる <input type="radio"/> いない <input type="radio"/> 不明 <input type="radio"/>	<input type="radio"/> 複 <input type="radio"/> 単 <input type="radio"/> 不
														いる <input type="radio"/> いない <input type="radio"/> 不明 <input type="radio"/>	<input type="radio"/> 複 <input type="radio"/> 単 <input type="radio"/> 不
														いる <input type="radio"/> いない <input type="radio"/> 不明 <input type="radio"/>	<input type="radio"/> 複 <input type="radio"/> 単 <input type="radio"/> 不
														いる <input type="radio"/> いない <input type="radio"/> 不明 <input type="radio"/>	<input type="radio"/> 複 <input type="radio"/> 単 <input type="radio"/> 不

※1 事業主が社会保険庁に対し誤った内容の届出書を提出してしまったと認めている場合は「いる」、認めていない場合は「いない」、わからない・事業所が無くなっているなどの理由で事業主に照会ができなかった場合は「不明」に〇印を付すこと。

※2 届出が行われた当時の届出様式(用紙)が複写式であった場合は「複」、単票式であった場合は「単」、複写式であったか単票式であったか不明な場合は「不」に〇印を付すこと。

※3 証拠書類については、個人単位で項番ごとに整理して添付すること。

(別紙4)

〇〇〇〇発第〇〇〇〇号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇社会保険事務局長 殿
(〇〇には事業所管轄社会保険事務局名を記入。)

〇基第〇〇〇〇号
〇〇〇〇〇厚生年金基金
又は企業年金連合会
理事長 〇〇〇〇〇 印

社会保険庁の保有する被保険者記録の調査依頼について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当基金の業務運営に関し、格別のご指導を賜り厚く御礼申し上げます。

「厚生年金基金の加入員原簿等の記録の整備等に係る事務処理について」(平成 年 月 日付年企発第 号)第1の2(企業年金連合会の場合は第2の2又は第2の3)に基づき社会保険庁の保有する被保険者記録につきまして調査していただき、被保険者記録が適正との回答をいただいた別添の対象者について当方にて再度調査したところ、加入員記録(企業年金連合会の場合は中途脱退者の記録又は解散基金加入員等の記録)が適正と思われるため、証拠書類を添付しますので、ご確認の上ご回答下さいますようお願いいたします。

敬具

連絡先

郵便番号

所在地

電話番号

担当者(担当部署)

被保険者記録再照会対象者リスト(社会保険庁の記録と厚生年金基金(企業年金連合会)の記録の不一致リスト)

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇社会保険事務所管轄分

〇基第〇〇〇〇号 〇〇〇〇厚生年金基金
又は企業年金連合会

厚生年金基金又は企業年金連合会記入欄													社会保険庁記入欄						
項番	基金照会番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	性別	社会保険庁の記録				厚生年金基金の記録				不一致の理由 (※1)	届出様式 (※2)	社会保険庁の記録	記録補正	記録補正内容等(※3)	
						被保険者記録				加入員記録									
						(年月日)	(報酬月額)	(種別)	(原因)	(その他の項目)	(年月日)	(報酬月額)	(原因)						(その他の項目)
1	XX	キキン タロウ	XXXX-XXXXXX	5-420520	男	7-091101	320	5	3		7-091101	300	3		報酬相違	複 単 不	正 誤	済	決定通知書の写しにより訂正
																複 単 不	正 誤	済	
																複 単 不	正 誤	済	
																複 単 不	正 10	済	
																複 単 不	正 誤	済	
																複 単 不	正 誤	済	
																複 単 不	正 誤	済	
																複 単 不	正 誤	済	
																複 単 不	正 誤	済	

※1 当該加入員記録が、厚生年金保険法第144条の2又は第144条の3又は第165条の規定により老齢年金給付の支給に関する権利義務を承継した者に係るものである時は、本欄に資格取得時の基金番号を記入すること。

※2 届出が行われた当時の届出様式(用紙)が複写式であった場合は「複」、単票式であった場合は「単」、複写式であったか単票式であったか不明な場合は「不」に〇印を付すこと。

※3 記録補正内容については、「健保厚年被保険者記録照会回答票(資格画面)」を添付することにより、記入に代えることができる。

※4 証拠書類については、個人単位で項番ごとに整理して添付すること。

(別紙5)

〇〇〇基発第〇〇〇〇号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

企業年金連合会
年金サービスセンター長 殿

〇基第〇〇〇〇号
〇〇〇〇〇厚生年金基金
常務理事〇〇〇〇〇 (印)

中途脱退者に係る記録調査依頼について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当基金の業務運営に関し、格別のご指導を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当基金では、社会保険庁の保有する厚生年金保険被保険者記録と当基金の加入員記録の突き合せを行っております。

つきましては、突き合せ作業の一環として、社会保険庁から提供された厚生年金保険被保険者のうち、別添の対象者については、貴連合会に老齢年金給付の支給に関する義務を移転している記録が含まれると確認したことから、貴連合会において管理している中途脱退者の記録に対象者が存在するのか調査をお願いします。

敬具

連絡先

郵便番号

所在地

電話番号

担当者 (担当部署)

(別紙5別添)

中途脱退者に係る記録調査対象者リスト

項番	基礎年金番号	加入員番号	氏名	性別	生年月日	資格取得年月日	資格喪失年月日	申出年月	添付書類の有無	中途脱退の有無
1	XXXX-XXXXXX	XXXXXXXXXX	キキン ノブコ	女	5-520124	7-091001	7-091101	7-1001	*	有 無
2	XXXX-XXXXXX	XXXXXXXXXX	キキン ノブオ	男	5-570202	7-101001	7-101101	7-1102		有 無
3	XXXX-XXXXXX	XXXXXXXXXX	キキン シノブ	男	5-401202	7-111001	7-111101	7-1202		有 無
4	XXXX-XXXXXX	XXXXXXXXXX	キキン アケミ	女	5-351011	7-120401	7-120501	7-1208	*	有 無
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										

* 加入員台帳の写し等の添付がある場合

当該様式については、厚生年金基金の実情に応じて、必要項目を踏まえた様式を任意で作成することは可能である。

(別紙6)

厚生年金基金の加入員記録の訂正通知

事業所名称・事業主氏名（加入員等氏名）

基金名称

所在地

このたび厚生年金保険の被保険者記録との記録の突き合せに伴い、厚生年金基金の加入員記録について、以下の訂正を行ったので通知いたします。

1. 基礎年金番号
2. 加入員番号
3. 氏名
4. 生年月日
5. 性別
6. 住所
7. 訂正結果の内容

訂正前後の全ての記録を記載する

訂正前				訂正後			
異動年月日	種別	月・賞	原因	異動年月日	種別	月・賞	原因

連絡先

郵便番号

所在地

電話番号

担当者（担当部署）

平成〇〇年度 社会保険庁の記録と厚生年金基金の記録の突き合せ結果報告書(厚生年金基金→地方厚生局)

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇基第〇〇〇〇号 〇〇〇〇厚生年金基金

○社会保険庁の被保険者記録の提供

提供年月日	提 供 人 数	うち、 基金で突き合せを 行う人数	うち、 連合会で突き合せを 行う人数	うち、 他基金で突き合せを 行う人数
H21.2.21	200人	180人	20人	0人

○社会保険庁の被保険者記録との突き合せ結果(当年度)

平成〇〇年〇〇月〇〇日現在

突き合せ人数	基金記録と 一致	基金記録と 不一致	処 理 結 果 の 内 訳		
			庁の記録を訂正された人数	基金の記録を訂正した人数	調査中人数
80人	60人	20人	10人	5人	5人

○社会保険庁の被保険者記録との突き合せ結果(累計)

平成〇〇年〇〇月〇〇日現在

突き合せ人数	基金記録と 一致	基金記録と 不一致	処 理 結 果 の 内 訳		
			庁の記録を訂正された人数	基金の記録を訂正した人数	調査中人数
180人	150人	30人	20人	5人	5人

当該様式については、企業年金連合会の実情に応じて、必要項目を踏まえた様式を任意で作成することは可能である。

(別紙8)

企業年金連合会が管理する厚生年金基金の加入員記録の訂正通知

加入員等氏名

企業年金連合会

担当部署

所在地

電話番号

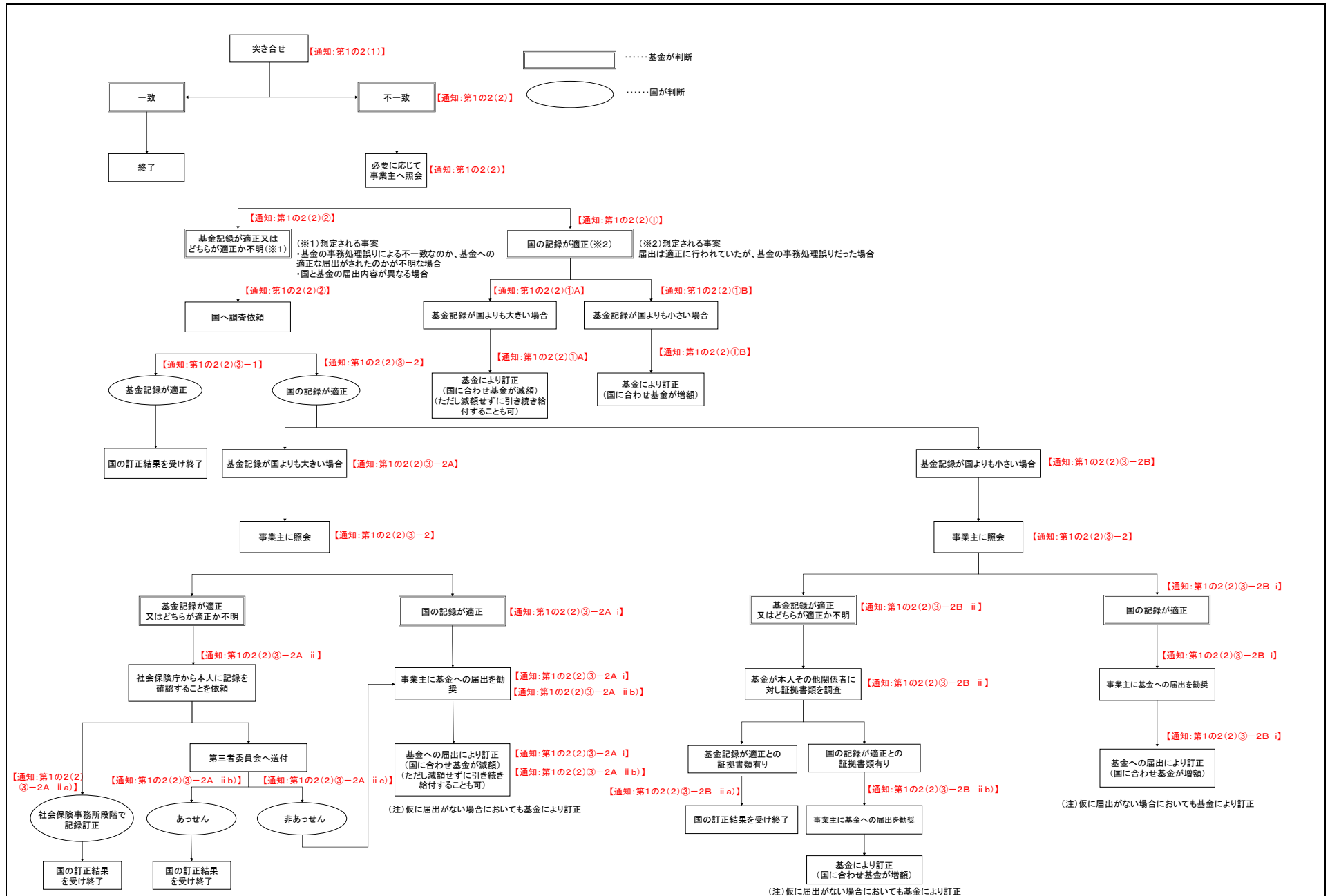
このたび厚生年金保険の被保険者記録の訂正に伴い、企業年金連合会が管理している厚生年金基金の加入員記録について、以下の訂正を行ったので通知いたします。

1. 基礎年金番号
2. 基金番号
3. 基金名称
4. 加入員番号
5. 氏名
6. 生年月日
7. 性別
8. 住所
9. 訂正結果の内容

訂正前後の全ての記録を記載する

訂正前				訂正後			
異動年月日	種別	月・賞	原因	異動年月日	種別	月・賞	原因

社会保険庁の記録と厚生年金基金及び企業年金連合会の記録の突き合わせについて(事業主がいる場合)



社会保険庁の記録と厚生年金基金及び企業年金連合会の記録の突き合わせについて(事業主がない場合)

